# 農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領の制定について

27食産第4823号 27生産第2395号 27政統第492号 平成28年1月20日 農林水産省食料産業局長 農林水産省食料産業局長 農林水産省 生産局 長

一部改正 平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2918 号

28 生産第 1130 号

28 政統第 997 号

一部改正 平成 30 年 2 月 1 日付け 29 食産第 4612 号

29 生産第 1902 号

29 政統第 1575 号

一部改正 平成 31 年 2 月 13 日付け 30 食産第 4448 号

30 生産第 1821 号

30 政統第 1719 号

一部改正 令和2年1月30日付け元食産第4504号

元生産第 1625 号

元政統第 1631 号

一部改正 令和3年2月2日付け2食産第5446号

2 生産第 1797 号

2 政統第 1944 号

最終改正 令和3年12月24日付け3新食第1199号

3 農産第 1926 号

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)

農林水産省農産局長通知

農産物等輸出拡大施設整備事業については、先に農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(令和3年12月20日付け3農産第1925号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領を定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施につき御配慮をお願いする。

## 農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領

I 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

## 第1 取組の概要

「農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱」(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表1のIのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

- 1 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 国産農産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる耕種作物産地基幹施設の整備 を支援。
- 2 農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備 国産農産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農産物を集荷し、出荷・加工 を行うために必要な施設の整備を支援。

## 第2 取組の実施基準等

- 1 事業の実施基準
- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2)事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、 事業実施主体は、「農産物等輸出拡大施設整備事業の配分基準について」(平成28年1月 20日付け27食産第4824号、27生産第2396号、27政統第493号、農林水産省食料産業局長、 農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定 めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年 4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品 流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け5 6経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- (4) 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であるものとする。
- (5) 産地基幹施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような 事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等に おいても留意するものとする。
- (6) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結

果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び整備事業において 導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判 断される場合(ア又はイに掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必要 な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式1号に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものと する。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続 している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(8)整備事業で実施する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策 実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併 設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及 び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議 決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9)産地基幹施設の整備に対する交付については、既存産地基幹施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 産地基幹施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (11) 産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート 調査等により、農業者の産地基幹施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施 設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力 及び規模の決定を行うものとする。
- (12) 産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
  - イ 必要に応じ、産地基幹施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正 な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、 農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分 な検討を行うものとする。
- (13) 産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (14) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合に

- ついては、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業 費-交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であるこ ととする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にあ る者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (15) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
  - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の 方が経済的に優れていること。
  - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐 用年数以上であること。
  - ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
  - エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修 等であること。
- (16) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (17) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、 海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海 外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。
- (18) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (19) 土地利用型作物(稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。)、豆類(大

- 豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (20) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために 必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷 額の拡大を図るものとする。
  - ア 輸出先の求めるGAP認証 (GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP等の認証をいう。) の取得
  - イ HACCP等認定(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年 法律第59号)に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合 している認証等をいう。)の取得
  - ウ ハラール認証 (イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示 された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。)の 取得
  - エ 有機JAS等認証の取得
  - オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等(CA(環境制御型) 貯蔵施設等)の導入
- (21) 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組において、要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)の耕種作物産地基幹施設整備の工の農産物処理加工施設及び才の集出荷貯蔵施設の整備等を行う場合、事業実施主体は次の事項に留意するものとする。

#### ア共通

事業実施計画に目標年度における輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額(見込み) を記載するものとする。

また、輸出先国別の輸出戦略を策定し、毎年度検証を行うよう努めるものとする。

#### イ 稲

毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別及び品種別に記録する ものとする。

ウ 野菜、果樹、茶及び花き

野菜、果樹及び花きについては、集出荷施設をはじめコールドチェーンを確立する 等、輸出物の品質保持に努める。また、毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出 荷額を、産地別に記録するものとする。

茶については、集出荷貯蔵施設に集荷した茶の生産履歴が確認できる体制を構築するとともに、残留農薬分析の実施等により、海外に輸出する茶が輸出相手国の残留農薬基準に適合していることを確認するよう努めるものとする。

(22) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者による、第1の2の農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組は、2 事業実施主体(4)のア及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。ただし、この場合の施設整備等は、要綱の別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯

蔵施設に限るものとする。

- (23) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。なお、事業実施状況報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。
- (24) 事業実施主体は、GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員であること。
- (25) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設園芸用ハウスを整備する場合、事業完了後6年以内に整備は場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。)することとする。

## 2 事業実施主体

- (1) 農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体 となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有 していなければならないものとする。
- (2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「農産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体のうち、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業・業界団体は除く。)とする。ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。
  - イ 営利を目的としないものであること。
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするも のでないこと。
  - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでない こと。
  - オ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。) の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるものを又は 政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
  - カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。
- (3) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「農産局長等が別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。
  - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクター によって構成されているもの。
  - イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。
- (4) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の「農産局長が別に定める民間事業者」

- は、次の要件を全て満たす者とする。
- ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。
- イ 施設の利用料金が、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定される こと。

ただし、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷体制等の構築の取組は、この要件を 満たさない者であっても行うことができるものとする。この場合において施設整備等 は、要綱の別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの農産物処理加工施設、オの集 出荷貯蔵施設に限るものとする。

- (5) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(11)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の 議決権の過半数であるもの。
  - イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体。

#### 3 採択要件

- (1) 要綱第3の4の(1) の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配分基準通知の別表1-1、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。
- (2) 整備事業の上限事業費

要綱別表1のIのメニューの欄の1のうち次に掲げる産地基幹施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

整備	<b>青事業の内容</b>	上限事業費
育苗施設	水稲(種子用を除く。)育苗施設	育苗対象面積1ヘクタールにつ
	に限る。	き999千円、ただし、100~クター
		ル未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1トン
		につき502千円
		麦にあっては計画処理量1トンに
		つき490千円
農産物処理加工施設(稲・麦		計画処理量1トンにつき4,940千円
・大豆)		
農産物処理加工施設(茶)	仕上茶加工機(抹茶)を整備する場合	原料の計画処理量1トンにつき1,67
	を除く	9千円
集出荷貯蔵施設(りんご)		計画処理量1トンにつき421千
		円
	選果機(選果機のみを整備する場合を	計画処理量1トンにつき135千円
	含む。また、外部品質センサーと内部	

	品質センサーを同時に整備するライン を除く。)	
集出荷貯蔵施設(なし)	外部品質センサーと内部品質セン サーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき300千 円
集出荷貯蔵施設(かんきつ)		計画処理量1トンにつき189千 円
	選果機 (選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満 の場合は135千円
集出荷貯蔵施設(野菜)	きゅうり、トマト、なす及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千円、 ただし、150g未満のトマトにあって は計画処理量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,104千円/ha
	防風施設	46, 587千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス(軒高が3.5m以上 のものを除く。)	40千円/㎡
	ほ場内地下水位制御システム	3, 150千円/ha
種子種苗生産関連施設(稲・ 麦・大豆)		計画処理量1トンにつき1,113千円
種子種苗生産関連施設(野菜))	温室(軒高が3.5m以上のものを除く。)	35千円/㎡

- (注) 1 産地基幹施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、 代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
  - 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
  - 3 配分基準通知第1の2の(2)のアに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍(小数点第1位を四捨五入)とする。
  - (3) 要綱別表1のIの採択要件の欄の(5) に定める総事業費に満たない場合にあっても、要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長(北海道にあっては農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。)にあっては、当該事業を実施できるものとする。

## (4) 面積要件等

ア 要綱別表1のIの採択要件の欄の(3)の農産局長等(農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)及び農林水産省農産局長。)が別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

取組名		品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲		50ヘクタール	・原則として、受益地区の水 田面積の2分の1以上におい
	麦		北海道:60~クタール	て、おおむね10アール以上の 区画整理が行われていること
	/X		都府県:30~クタール	又は本対策の実施時において
				、水田の都道府県営は場整備
	豆類	<b>5</b>		事業団体営ほ場整備事業等に
	21.75	₹		ついて、実施年次等が具体的
		大豆	20ヘクタール	に定められている計画が樹立
		八立	20. (9 9 )	されているものとする。
				・受益地区内に水田がある場
				合は次に掲げる(a)又は(
				b)の要件を満たす地区であ
				ること。
				なお、受益地区が複数の水田
				フル活用ビジョン等を策定す
				る地区を含む場合は、5割以
				上の地区において次に掲げる
				(a)又は(b)の要件を満
				たしていること。
				(a) 受益地区内の水田にお
				いて生産される事業対象作
				物の作付面積の3分の2以
				上が1ヘクタール以上に団
				地化されることが確実であ
				ること。
				(b) 事業の受益地区が事業
				対象作物の2以上の主要作
				業を3ヘクタール以上実施
				している担い手が存在する
				地区であって、さらに、地
				区内のおおむね5割以上の
				事業対象作物の主要作業が
				集積されることが確実であ
				ること。

			T	
		雑豆 落花生	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	種子	<u>.</u>		・原種又は原原種の場合は、 当該原種又は原原種を播種す る指定種子生産ほ場の面積と する。
		稲	種子生産ほ場の面積が25〜クタール	
		麦	種子生産ほ場の面積が 15へ クタール	
		大豆	種子生産ほ場の面積が5へク タール	
畑作物・地域特 産物	しいも	類	北海道:50ヘクタール(複数 市町村にまたがる広 域的な産地の場合は構 成する市町村数に50へ クタールを乗じた面積 ) 都府県:25ヘクタール(複数 市町村にまたがる広域 的な産地の場合は構成 する市町村数に25ヘク タールを乗じた面積)	
		ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	50ヘクタール	
	茶		10~クタール	

	ただし、事業を効果的に実	
	施できる程度にほ場が集団化	
	されていること又は集団化さ	
	れることが確実と見込まれる	
	こと。	
てん菜	50~クタール	
	ただし、事業実施地区が指	
	定地域(砂糖及びでん粉の価	
	  格調整に関する法律(昭和40	
	   年法律第109号) 第19条第1項	
	の指定地域をいう。以下さと	
	うきびにおいて同じ。) の区	
	域内にあること。	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
さとうきび	10~クタール	
/ _ /	ただし、事業実施地区が指	
	定地域の区域内にあること。	
	7 - 200 - 200 - 200	
こんにゃく	10~クタール	・地域特産物の栽培ほ場が事
, ,	ただし、種苗用については	
	30~クタール	に集団化していること又は集
		団化することが確実と見込ま
そば	5ヘクタール	れること。
2.55	- // /	
ハトムギ	10~クタール	
	ただし、1ヘクタール以上	
	の団地の合計面積が地区内作	
	付面積のおおむね50パーセン	
	ト以上であること又はそのた	
	めの計画が策定されているこ	
	と。)	
	Co /	
葉たばこ	10ヘクタール	
朱たはこなたね	10. 37 7 70	
なたね ホップ		
4 ツノ		
<i>Υ</i> τ. Δε \ <i>Uτ</i> =4- <i>tm</i>		
染料作物	5〜クタール	

	その他地域特産物	2〜クタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑	
		園が2~クタール以上、かつ	
		、当該桑園に近接する使用桑	
		園を含めて10~クタール以上	
		のまとまりがあること。	
		なお、クヌギ等桑以外の飼	
		料樹園地にあっては、1へク	
		タール以上であることとする	
		0	
果樹	果樹農業振興特別	10~クタール	
	措置法施行令(昭	ただし、種子種苗生産関連	
	和36年政令第145号	施設を整備する場合にあって	
	。以下同じ。)第	は、かんきつ類で100ヘクター	
	2条に定める果樹	ル、落葉果樹で50ヘクタール	
	で露地栽培のもの	とする。	
		なお、都市近郊地域(「農	
		林統計に用いる地域区分の制	
		定について」(平成13年11月3	
		0日付け13統計第956号農林水	
		産省大臣官房統計情報部長通	
		知。以下同じ。)の農業地域	
		類型区分別基準指標において	
		、都市的地域に分類されてい	
		る地域を含む市町村をいう。	
		以下同じ。)において事業を	
		実施する場合にあっては2へ	
		クタールとする。ただし、生	
		産緑地が主たる対象である場	
		合にあっては、生産緑地の面	
		積が5アール以上であること	
		とする。	
	果樹農業振興特別	5~クタール	
	措置法施行令第2	ただし、種子種苗生産関連	

	条に定める果樹で	施設を整備する場合にあって	
	施設栽培のもの	は、かんきつ類で100~クター	
	小巴氏本人・古マノ もマノ	ル、落葉果樹で50~クタール	
		とする。	
		なお、都市近郊地域におい	
		て事業を実施する場合にあっ	
		ては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる	
		対象である場合にあっては、	
		生産緑地の面積が5アール以	
		上であることとする。	
	上記以外の果樹	3~クタール	
	上記がかり木倒	なお、都市近郊地域におい	
		て事業を実施する場合にあっ	
		ては30アールとする。	
		ただし、生産緑地が主たる 対象である場合にあっては、	
		生産緑地の面積が5アール以	
		上であることとする。	
		T (a) 2 C C 3 20	
野菜	露地野菜	10~クタール	
	<b>一种</b>	ただし、沖縄県にあっては	
		5~クタール	
		なお、都市近郊地域におい	
		て事業を実施する場合にあっ	
		ては2ヘクタールとする。た	
		だし、生産緑地が主たる対象	
		である場合にあっては、生産	
		緑地の面積が5アール以上で	
		あることとする。	
	施設野菜	5〜クタール	
		なお、都市近郊地域におい	
		て事業を実施する場合にあっ	
		ては50アールとする。ただし	
		、生産緑地が主たる対象であ	
		る場合にあっては、生産緑地	
	<u> </u>		

_		_	T
		の面積が5アール以上である	
		こととする。	
花き	露地花き	5ヘクタール	
		なお、都市近郊地域におい	
		て事業を実施する場合にあっ	
		ては2ヘクタールとする。た	
		だし、生産緑地が主たる対象	
		である場合にあっては、生産	
		緑地の面積が5アール以上で	
		あることとする。	
	施設花き	3ヘクタール	
		なお、都市近郊地域におい	
		て事業を実施する場合にあっ	
		ては50アールとする。ただし	
		、生産緑地が主たる対象であ	
		る場合にあっては、生産緑地	
		の面積が5アール以上である	
		こととする。	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対 象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。 なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区

域とみなされる区域を含む。)を含む。)

- (ウ)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策 実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策 実施地域に指定された地域
- (オ)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する 特定農山村地域として公示された地域
- (カ)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき、指定棚田 地域として指定された地域
- (キ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間 農業地域に分類されている地域

農業	⊭地域に分類されて√	いる地域	
取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10~クタール ただし、原則として、受益 地区の水田面積の2分の1以 上において、おおむね10アー ル以上の区画整理が行われて いること又は本対策の実施時 において、水田の都道府県営	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次
	豆類	ほ場整備事業、団体営ほ場整 備事業等について、実施年次 等が具体的に定められている 計画が樹立されているものと する。	に掲げる(a) 又は(b) の 要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田にお いて生産される事業対象作 物の作付面積の3分の2以 上が1へクタール以上に団 地化されることが確実であ
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	ること。 (b) 事業の受益地区が事業 対象作物の2以上の主要作 業を3へクタール以上実施 している担い手が存在する 地区であって、さらに、地 区内のおおむね5割以上の 事業対象作物の主要作業が 集積されることが確実であ

			7 - 1
			ること。
	雑豆	北海道:25ヘクタール	・種子に係る施設を整備する
	落花生	都府県:10〜クタール	場合も同じとする。
		2〜クタール	・付加価値を高めること等に より新たな需要が見込まれる 場合とする。
	種子(稲)	種子生産ほ場の面積 が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、 当該原種又は原原種を播種す る種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道: 25ヘクタール 都府県: 10ヘクタール	
		北海道:10〜クタール 都府県:5〜クタール	・付加価値を高めること等に より新たな需要が見込まれる 場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等に より新たな需要が見込まれる 場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指 定地域(砂糖及びでん粉の価 格調整に関する法律(昭和40 年法律第109号)第19条の指定 地域をいう。)の区域内にあ ること。	
	なたね	5ヘクタール	

	こんにゃく		
	ホップ		
	染料作物	3~クタール	
果樹	果樹農業振興特別	10ヘクタール	
	措置法施行令第2		
	条に定める果樹で		
	露地栽培のもの		
	果樹農業振興特別	5ヘクタール	
	措置法施行令第2		
	条に定める果樹で		
	施設栽培のもの		
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3~クタール	
花き	露地花き	3~クタール	
	施設花き	2~クタール	

ウ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの 面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とする。

4 産地基幹施設等の基準

要綱別表1のIのメニューの欄の1の耕種作物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	<ul> <li>・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</li> <li>(a)事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</li> <li>(b)事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。</li> <li>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものする。</li> <li>①フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)、②パレット、③コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)、④可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。)、⑤作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器(電子天秤を除く。)、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機・法令等で本体施設の一部として設置する必要があるトイレ、更衣室等も</li> </ul>
育苗施設	一体的に整備できることとする。
床土及び種もみ処理施設	
番種プラント 出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	

稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。
	・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul> <li>・土地利用型作物、土地利用型作物の種子及び地域特産物に係る施設とする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。)に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施 設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たって の留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産 省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。

	・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul> <li>・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。</li> <li>・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体</li> </ul>

制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。

原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売 施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする

なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。

- ・土地利用型作物(大豆)の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。
- ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に 必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるも のとする。

## 加工施設

- ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
- ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機(荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。)、仕上茶加工機(仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。)、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機(地域特産物)、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。
- ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生

	産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、当該生
	産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機及び仕
	上茶加工機の整備のみとする。(ただし、仕上茶加工機を導入する場合、
	処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長
	期的な契約を締結するものとする。)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調 製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原
	則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。
	・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等
	処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。
	ただし、既存の集出荷施設にこれら施設を整備する場合は、この限りで
	はない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。
	・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次
	集出荷のストックポイントについては、農業振興地域(農業振興地域の
	整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以
	下同じ。) 以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても
	、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内 で生産されたものに限るものとする。
	・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。
	なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみと
	し、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等 国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月30日付 け18生産第6009号農林水産省生産局長通知) に基づき、生産者団体等が 作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される 豆類はこの限りではない。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必 要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるもの とする。なお、当該施設等は、農用地区域及び生産緑地以外であっても、 農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地と することができるものとする。 集出荷施設 ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整 備する場合については、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コスト の低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部 品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に 活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るもの とする。 予冷施設 ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管 貯蔵施設 施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、СА貯蔵施設及びこれらの施設と 同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができ る。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コー 選別、調製及び包 装施設 ド等を品物に添付する施設を整備することができる。 物流合理化施設 ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及 びこれらの附帯施設並びに麦の容器(容量1トン未満のもの及びフレキ シブルコンテナを除く。)とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずる ものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製 施設(新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。)との十分な 利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又 は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方 式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既 存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合に

は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。 穀類広域流通拠点 複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域 的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b) 施設 集出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限る。)、(c) 精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで 確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体以外の精米業者へ の影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとす なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複 数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業 者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行 政機関等との調整が図られていること。 (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契 約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の 主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特 定の者への出荷量が過半を占めないこと。 農産物取引斡旋施 ・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする 設 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイント であるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。た だし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるも のは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとす る。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相 当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実 と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶······1,000ヘクタール ii こんにゃく・・・・・・・・・・・600ヘクタール ・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合 青果物流通拠点施 わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進の

	ために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通 の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものと する。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるも のは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする 。
残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニー ズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析(食味分析 、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象 情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場 分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報 管理もできるものとする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害(鳥獣害を除く。)を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	<ul><li>・受電施設は含まないものとする。</li><li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li></ul>
防風施設	<ul><li>・受電施設は含まないものとする。</li><li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象 条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を 行うものとする。</li></ul>
病害虫防除施設	・害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壤浸食防止施設	

附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は次の内容をすべて実施することとする。 なお、(a)から(c)までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a)については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b)については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする
	。 (a) 栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれ かを共同で行うこととする。 (b) 資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。
	(c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 (d) 所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登 記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理 ) されていること。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外
技術実証施設	への逃亡防止等に万全を期すこと。 - 先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
省エネルギーモデル温室	<ul> <li>・当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。</li> <li>・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地</li> </ul>

の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域 資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等に ついて十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能で あることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

## 低コスト耐候性ハ ウス

- ・50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における 過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断 される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速 が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風 害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)に耐える ことができる強度を有するもの又は50kg/m³以上の積雪荷重に耐えるこ とができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有 するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備え た鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。
- ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。
- ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、 点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房 兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力 化に資する装置等を整備することができるものとする。
- ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。
- ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託 できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲 を明確にするものとする。
- ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合 は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
- ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。

## 高度環境制御栽培

・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太

施設

陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

・当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。

また設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に 形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利 用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図 るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあって は、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。

- ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。)若しくは50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。
- ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空 調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温 を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

- ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、 炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置 、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。
- ・完全人工型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農産物等輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設(うち完全人工光型)における新技術の指標について」(農林水産省生産局。以下「新技術指針」という。)に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。
- ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が 安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は 翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定 的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に 応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に 向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

## 高度技術導入施設

- ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設(種子コーティング施設)、ほ場内地下水位制御システム、水稲自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。
- ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)又は50kg/m³以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。

- ・完全人工型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、新技術指針に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。
- ・施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。
- ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境 調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれ らに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作

	物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。
栽培管理支援施設	<ul> <li>・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。</li> <li>・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家自給分を除く。)を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きよ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー(立ち上がり部分)は、交付の対象外とするものする。</li> </ul>
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施 設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型 苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯す る施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、こ れに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原 原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並 びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備でき るものとする。
種子種苗処理調製 施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を 検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施 設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置 及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	

## Ⅱ 食品流通のグローバル化

## Ⅱ-1 輸出拡大卸売市場施設整備

## 第1 取組の概要

要綱別表1のIIのメニューの欄の農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備については、中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。)第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)及び地方卸売市場(市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画(以下「認定計画」という。)に従って実施する施設の改良、造成又は取得(以下「整備」という。)であって、国産農産物等の輸出拡大に向けた取組を行うものに対する支援とする。

## 第2 採択要件に関する留意事項

要綱別表1のⅡの採択要件の欄の(1)の成果目標については、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

## 第3 取組の実施基準等

- 1 事業の実施基準
- (1) 品質・衛生管理高度化施設の整備

輸出先国が求める衛生基準等を満たすため、取扱物品の品質・衛生管理の高度化を図る施設(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号。以下「HACCP支援法」という。)に基づく支援の対象とされた(支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。)HACCP支援法第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証(認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。)に係る施設及び「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添)に基づき衛生管理を行う施設)とし、以下の要件を満たすとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

- ア 輸出先国が求める衛生基準を満たすために必要な専用の搬入・搬出口、取扱品目に 応じた空調・換気機能等を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある 場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- イ 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区 画が設けられていること。

- ウ 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。
- (ア) 施設の取扱品目
- (イ)主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び 内容に関する事項(運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる 運搬車

輌に関する事項を含む。)

- (ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (エ) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (オ) その他必要な事項
- エ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)その他の食品安全に関する法令に則して衛生管理を行うこと。

## (2) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- ア 係留所
- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具
- 才 消毒所、隔離所
- カ 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備

## (3) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物(以下「衛生施設等」という。)については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設(立体駐車場及び地下駐車場)、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積(2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。)を比較し、その面積が最大の施設とする。

#### (4) 大規模整備

- ア 既に設置している卸売市場の施設の整備であって、次に掲げる全ての条件に該当するもの(以下「大規模整備」という。) に要する経費
- (ア) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。) を 主体とした整備であること。
- (イ) 当該整備によって売場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面

積を加えるものとする。)が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。

- (ウ) 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。
- イ 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、あるいは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- ウ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備 の条件に合致する理由及びイに規定する施設である理由を記載すること。
- (5) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
  - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、 かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。
  - イ PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。
  - ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
  - エ 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、取扱数量の 増加に資する施設の整備を実施するものであること。
  - オ 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく 基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図 るものとする。

- (6) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
  - ア 施設の整備が、市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。また、輸出拡大に資する機能向上を伴う施設整備でなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕又は整備等は、本事業における施設の機能向上に該当しない。そのため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。
  - イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
  - ウ 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮 食料品等を供給できるよう、事業継続計画(BCP)等の策定に取り組むこと。
  - エ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
  - オ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
  - カ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

キ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者に あっては都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地 域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費 と交付対象外経費(事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含 む。)を明確に区分できない場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、 交付対象経費の額を算出すること。

## (7) 施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合と する。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

## (8) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

#### (9) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。また、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

## (10) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

#### (11) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的 に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、イの管理運営規定を定め、又は変更しようとするときは、都道府 県知事の承認を受けるものとする。
- (12) 事業実施主体は、GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員であること。

## 2 事業実施主体

(1) 中央卸売市場の開設者

- (2) 地方卸売市場の開設者
- (3) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合 又は共同組合連合会
- (4) (3) に掲げる法人が主たる出資又は出えん者となっている法人((3) に掲げる法人を除く。)
- (5) (1) 又は(2) に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人(以下「第3セクター」という。)
- (6) PFI選定事業者
- (7)特認団体((1)から(6)までに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。)

## 3 事業の要件

- (1) 中央卸売市場又は地方卸売市場が、認定計画に従って実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること
- (2) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- (3)輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定。以下同じ。)に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であること

#### 4 交付対象施設及び交付率

第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

交付対象施設	交 付 率		
	輸出促進に資する中央卸売市	輸出促進に資する中央卸売市	輸出促進に資する地方卸
	場の施設の整備に要する経費	場の施設の整備に要する経費	売市場の施設の整備に要する
	のうち以下に係るもの	のうち既に設置している卸売	経費
	(1) 新たに設置する卸売市	市場の施設の整備であって、	
	場の施設の整備に要する	左記以外に要する経費	
	経費(移転再整備を含む		
	。)		
	(2)大規模整備に要する経		
	費		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内

衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付	1/3以内	_	1/3以内 ※
加施設			
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内
ずる施設			

<sup>※</sup>地方卸売市場の新設に限る。

## 5 交付対象施設の施設内容

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、 衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設 、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施 設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設(場内物流効率化システム(自動荷捌き

	施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設)を含む。 )及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	第3の1の(2)に定める施設であってと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理 強化施設	第3の1の(2)のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給 湯設備並びに同アからケまでのうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生 省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施 行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を 防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信 基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等 表示設備
うち交付の対象 外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表 示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウまでに掲げるいずれかの機能強化に資する施設ア場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していることイ料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していることウ省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象 外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資する

ための施設
小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小
売支援機能が付与される施設
産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図
るために必要な施設
その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場とし
ての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる
関連事業施設
他の施設(売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設
、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理事業がある。
理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上 記施設の施設内容に準ずる施設)と一体整備する電気通信設備、給排水
設備、冷暖房設備及びガス設備(電気通信設備、給排水設備、冷暖房設
備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。)
交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって
、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施
設

## 6 施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定 計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

## 7 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設(中央卸売市場に限る。)、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

		上限建築単価				
施設区分	構造	一般地域	多雪地域	沖縄地域		

		円/m²	円/m²	$H/m^2$
売場施設	鉄骨構造(平屋)	113,000	124, 000	124, 000
貯蔵·保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)	132, 000	145, 000	145, 000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125, 000	125, 000	138, 000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(重層)	202, 000	202, 000	223, 000
加工処理高度化施設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能付加施設				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	159, 000	174, 000	174, 000
	鉄筋コンクリート構造	189, 000	189, 000	208, 000

- (注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第3項の規定により特定行政庁が定める 垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をい う。
  - 2 上限建築単価には、消費税を含む。

## Ⅱ-2 輸出物流拠点施設整備

## 第1 採択要件に関する留意事項

要綱別表1のIIの採択要件の欄の(1)の成果目標については、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

## 第2 取組の概要

- 1 農林水産物等の輸出を促進するために空港内や港湾内及びその周辺におけるコールドチェーンを最大限に活用する輸出物流拠点の施設の整備
- (1) 事業実施主体
  - ア 地方公共団体
  - イ 第3セクター
  - ウ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) の規定に基づき設立された事業協同 組合又は協同組合連合会
  - エ ウに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(ウに掲げる法人を除く。)
  - 才 輸出物流事業者
  - カ 特認団体(ア、イ、ウ及びエに掲げる者以外の者であって、輸出物流拠点施設の整

備により輸出促進に資するものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をい う。)

#### (2) 事業の要件

- ア 認定計画に従って農林水産物等物流を効率化し、輸出を促進するための取組に必要な施設の整備を実施するものとし、輸出先国が求める衛生基準を満たし、産地から輸出先国までの一貫したコールドチェーンを確保できる施設であり、輸出先国までの配送に必要な梱包等が可能であること。
- イ 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又 は策定されることが確実であること。
- ウ 輸出先国が求める衛生基準を満たすために必要な専用の搬入・搬出口、取扱品目に 応じた空調・換気機能等を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある 場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- エ 利用規程において、次に掲げる事項が規定されていること。
- (ア) 施設の取扱品目
- (イ)主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に 関する事項(運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車 輌に関

する事項を含む。)

- (ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (エ) 品質管理の責任者の設置及び債務に関する事項
- (オ) その他必要な事項
- オ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の食品安全に関する法令に則して衛生管理を行うことができる施設とすること。

## 2 取組の実施基準

次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

- (1)農林水産物等物流を効率化し、輸出を促進するために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要最小限のものであること。
- (2) 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
- (3) 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
- (4) 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
- (5) 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

## 3 交付対象施設及び交付率

輸出物流拠点施設整備の交付対象施設は、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はⅡ-1の第3の7に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1/3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はⅡ-1の第3の5に準じることとする。

## 4 その他

## ○ 都道府県採択事業

II-1の第3の1の(1)及び(7)から(12)までについては、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては都道府県知事の承認を得るものとする。

## ○ 国直接採択事業

II-1の第3の1の(1)、(7)から(9)まで及び(11)については、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては地方農政局長等の承認を得るものとする。

## 附則

この通知は、平成28年1月20日から施行する。

## 附則

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

## 附則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

## 附 則

この通知は、平成31年2月13日から施行する。

## 附則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

## 附 則

この通知は、令和3年2月2日から施行する。

## 附則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

番 号 日

○○県(都道府)知事 殿

事業実施主体名 代表者氏名

農産物等輸出拡大施設整備事業(○○年度)で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

○○年度において農産物等輸出拡大施設整備事業で取得又は効用が増加した施設等について、 当初事業実施計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、 報告します。

- 1. 事業の導入及び取組の経過
- 2. 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領(平成28年1月20日付け27食産第4823号、27生産第2395号、27政統第492号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。)に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

## 5. 改善計画を実施するための推進体制

		事業実施後の状況				改善計画				
整備事業	指標	目標	計画策定時	1年目	2年目	3年目	改善計 画策定	1年目	2年目	改善目標
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
施設整備	利用量(t、kg等)									
(注1)	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」のことをいう。
  - 2 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
  - 3 収支率は、収入/支出×100とする。
  - 4 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
  - 5 地域提案にあっては、施設整備に準じて記入すること。